

基準額の決まり方

市に必要な
介護サービスの総費用65歳以上の方の
負担分23%市に住む
65歳以上の方の人数

島田市の保険料の基準額【令和3～5年度の基準額：年額59,500円】

所得に応じた負担になるように、11段階に分かれます。

令和5年4月1日現在

所得段階	対象となる方	調整率	保険料(年額)
第1段階	●生活保護を受給している方 ●老齢福祉年金 ^{*1} 受給者で、世帯全員が市民税非課税の方 世帯全員が市民税非課税で、80万円以下の方	基準額 × 0.30	17,900円
第2段階	前年の課税年金収入額と合計所得金額 ^{*2} (年金収入に係る所得を除く)の合計が80万円超120万円以下の方	基準額 × 0.45	26,800円
第3段階	120万円超の方	基準額 × 0.70	41,700円
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額(年金収入に係る所得を除く)の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.90	53,600円
第5段階	80万円超の方	基準額 × 1.00	59,500円
第6段階	125万円未満の方	基準額 × 1.10	65,500円
第7段階	125万円以上200万円未満の方	基準額 × 1.30	77,400円
第8段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額 × 1.50	89,300円
第9段階	300万円以上400万円未満の方	基準額 × 1.70	101,200円
第10段階	400万円以上500万円未満の方	基準額 × 1.75	104,200円
第11段階	500万円以上の方	基準額 × 1.80	107,100円

※第1段階から第3段階までは、公費により保険料率が軽減されています。

普通徴収

年金が年額18万円未満の方

→《納付書》で各自納めます

●市から送られてくる納付書により、取り扱い金融機関で納めます。

忙しい方、なかなか外出ができない方は、介護保険料の口座振替が便利です。

手続き

- ①通帳、印かん(通帳届出印)を用意します。
- ②取り扱い金融機関で「島田市税等口座振替依頼書・廃止届出書」に必要事項を記入し、申し込みます。

! 本来、年金から天引きになる「特別徴収」の方でも、一時的に納付書で納める場合があります。

- 年度途中で保険料が増額になった。
- 年度途中で65歳になった。
- 年度途中で老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった。
- 年度途中で他の市区町村から転入した。
- 保険料が減額になった。
- 年金が一時差し止めになった。 など

増額分を納付書で納めます。

特別徴収の対象者として把握される月の半年から1年後に天引きになります。それまでは、納付書で納めます。